

第6章

総合計画を推進するために

■ 第1節 ■

連携と協働がささえるまち

■ 第2節 ■

健全な行財政運営の自立したまち

第6章 総合計画を推進するために

第1節 連携と協働がささえるまち

1 地域協働

現況と課題

協働とは、町民、NPO、ボランティア、企業、行政など役割の異なるもの同士が、お互いの立場を理解しあい、それぞれ協力することによって、相乗効果を得られることです。単に行政の負担を減らすというものではありません。

瑞穂町は平成26年10月に「*協働宣言」を行いました。町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合い「自立と協働」のまちづくりを実現することが重要です。また、住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな協働による事業を推進していく必要があります。

町民活動は、自助グループ活動、ボランティア活動、NPO活動などさまざまな主体によって形成されています。社会福祉協議会内には「ボランティアセンターみずほ」が設置され、だれもが気軽に相談し、多くの住民が地域の活動に参加できる環境の整備と、地域問題の解決をはかるために、地域団体とのネットワークづくりを推進しています。今後は、センターの活動が広く町民に認知されるよう、側面から支援していく必要があります。

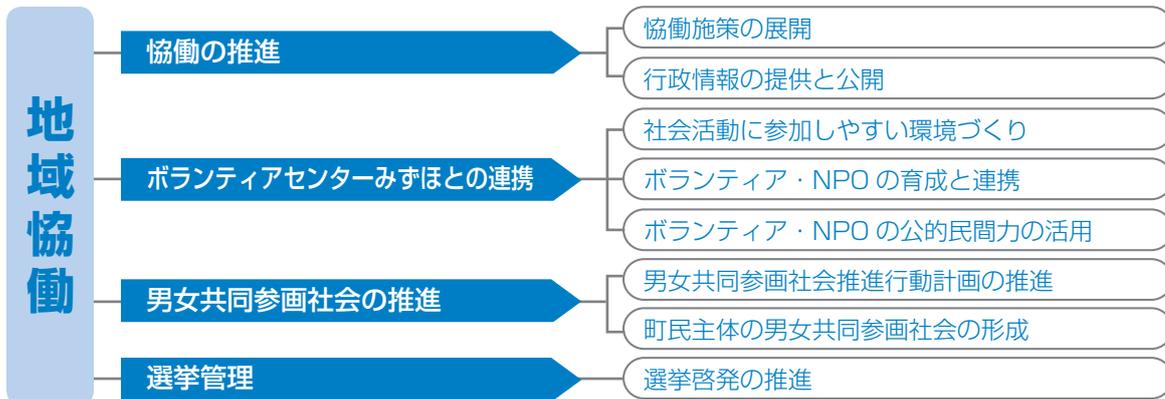
町民参画に性別の違いによる差別があってはなりません。男女共同参画社会の理念にもとづき、あらゆる町民が互いを尊重し、認め合いながら地域社会を形成することが重要です。

選挙は民主主義の根幹をなし、投票は町民が政治に参加して意見を反映させる最大の機会です。選挙に関する町民意識調査の結果にもとづき、政治や選挙への意識醸成を引き出すためにも、イベントなど多くの町民が集まる場所での啓発活動を行うことが重要です。

一方で、地方分権により、地方自治体の自主性がもとめられると同時に、町民の代表である町議会の役割も重要になります。健全な町政運営の一翼を担い、町と町議会がそれぞれの機能を果たすことで、よりよいまちづくりができることが期待されます。

協働宣言 町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとして策定した宣言のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
事務事業評価シートにおける社会貢献活動団体等との協働事案数	63 事案	100 事案
審議会等への女性の参画比率	23.3%	30.0%
選挙投票率（衆議院議員選挙）	48.12% (平成 26 年)	55.0%

施策

(1) 協働の推進

①協働施策の展開

協働のまちづくりの実現に向けて、具体的かつ実践的な取り組みについて検討し、協働を推進していきます。また、協働したまちづくりを実現するため、地域と行政の橋渡しとなる※職員地域情報コーディネーター制度を推進します。

②行政情報の提供と公開

地域協働が円滑に実践されるよう、「広報みずほ」やホームページ、生涯学習まちづくり出前講座などを活用し、行政情報を適時的確にわかりやすく提供し、町民と町が情報を共有できるようにつとめます。また、行政情報の公開性を高め、町民の町政への参加を促進します。

職員地域情報コーディネーター制度 地域へ出向き、地域の人と積極的につながり、地域の抱える問題や課題の情報収集および情報提供を行い、地域と行政の橋渡しとなり、協働したまちづくりを推進することを目的としている制度のこと。

(2) ボランティアセンターみずほと連携

① 社会活動に参加しやすい環境づくり

子どもから高齢者まで、町民が気軽に社会活動に参加でき、町民同士が助け合うとともに、やりがいのある社会活動を継続できるよう、活動に関する相談支援、ボランティア登録制度の普及推進、関連情報の提供を行っていきます。

② ボランティア・NPOの育成と連携

地域の問題を自ら解決するために、より多くの個人ボランティアや団体、NPOが育成され、活躍することができるよう、養成講座や研修を実施します。また、ボランティアセンターと人材および団体間、人材と団体間の情報交換や情報共有をし、活動連携が促進されるよう、ボランティアやNPO活動のネットワークづくりにつとめます。

③ ボランティア・NPOの公的民間力の活用

行政との役割を明確にし、対等な立場で連携できる、強い使命感をもったボランティア団体やNPOなど、民間力を積極的に活用し、共通の目標達成をめざします。

(3) 男女共同参画社会の推進

① 男女共同参画社会推進行動計画の推進

第5次男女共同参画社会推進行動計画の基本理念「男女が共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、地域、家庭、学校および職場などにおける男女共同参画社会形成および女性の活躍推進のための個別施策をすすめます。

② 町民主体の男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成は、町民一人ひとりの根本的な意識や考え方によって大きく左右されます。町民で構成される男女共同参画社会推進委員会を中心に啓発活動を展開するとともに、学校教育や生涯学習の場面でも男女共同参画意識を啓発し、町民の主体的な活動につなげます。

(4) 選挙管理

① 選挙啓発の推進

身近な問題として政治や選挙に関心をもつよう、引き続きイベントなど多くの町民が集まる場所での啓発活動を行います。また、18歳に選挙権年齢が引き下げられることに伴い、新たな啓発をすすめます。

2 広報・広聴

現況と課題

多様化する町民の価値観や、複雑化している地域課題に対応するために、町民と町を結ぶ広報・広聴活動が重要な役割を担っています。まちづくりを地域協働によってすすめていくためにも、瑞穂町の情報を町民に適切に伝えるとともに、町民の意向を的確に把握し、互いの情報を共有して、町政に反映させていく必要があります。

ホームページ年間アクセス数は増加していますが、音声読み上げ機能などに加え、翻訳機能を充実させるほか、今後は、ホームページリニューアルや*CMS機能の導入により、扱いやすく即時性のあるホームページづくりにつとめていく必要があります。

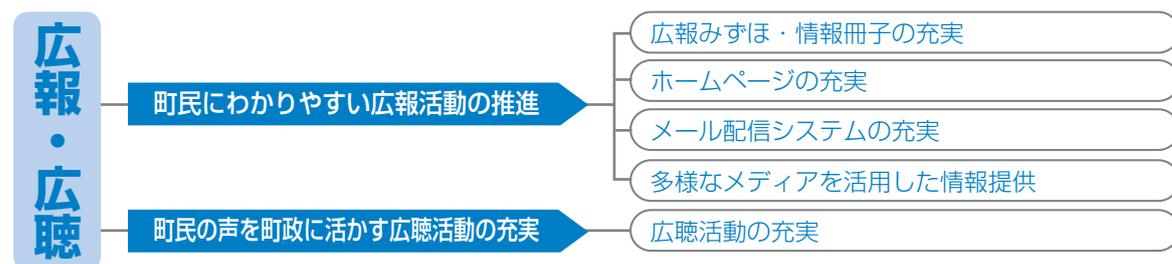
メール配信登録者数は、平成27年3月末時点で3,465人を数えています。引き続き、登録者数の増加を促すとともに内容の充実も必要となってきます。

毎月、全世帯に配布している「広報みずほ」の内容について、行政情報に限らず、情報特派員のレポートなどを掲載し、親しみやすく読みやすい紙面づくりをめざすことが重要です。

多様なメディアの普及に加え、年齢や社会的かかわり合い方の違いなどにより、情報を取得する手段が異なってきています。新たな情報発信ツールを検討することや、情報の内容によって通信手段を選択することもとめられます。

広聴については、「町長への手紙」、「各課へのお問合せ」および窓口対応で町民からの意見や要望を受け付け、回答しています。町民が気軽に意見を寄せられるシステムの充実と、提案が行政施策に反映された成果を公表することも大切なことです。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
ホームページ年間アクセス数	158,859 件	200,000 件
メール配信システム登録者数	3,465 人	5,000 人

施策

(1) 町民にわかりやすい広報活動の推進

① 広報みずほ・情報冊子の充実

町民の視点に立った読みやすく親しみやすい「広報みずほ」の作成と、「町勢要覧」や「暮らしの便利帳」などの情報冊子を適宜発行し、町民に身近に必要な情報の提供につとめます。

② ホームページの充実

だれもが利用しやすいホームページの作成と、インターネットの即時性を活かした情報提供につとめます。また、検索性、デザイン性および双方向性の向上をはかるためホームページのリニューアルを行います。

③ メール配信システムの充実

メール配信システムによる適時的確な情報提供と、システムの普及およびPRにつとめ、登録者数の増加を促します。

④ 多様なメディアを活用した情報提供

CATVや新聞社、コミュニティFMなどを活用した広報活動を推進します。また、CATVの視聴区域拡大など、情報通信基盤の整備について、事業者に要請していきます。

(2) 町民の声を町政に活かす広聴活動の充実

① 広聴活動の充実

町民の声を町政に反映させるため、「町長への手紙」や「各課へのお問合せ」の利用を促進するとともに、それらの意見を反映させた成果を広く公表する仕組みを検討するなど、さらなる広聴活動の充実をはかります。



広報みずほ

第2節 健全な行財政運営の自立したまち

1 行財政運営

現況と課題

少子高齢化や町民の価値観・ライフスタイルが変化しているなか、国制度の複雑化など、社会情勢がめまぐるしく変化していく中で、地方自治体の役割はこれまで以上に増大し、地域におけるさまざまな社会的課題を、自らの判断と責任において解決し、質の高いサービスを提供することがもとめられています。

瑞穂町では、行政改革大綱にもとづき財政の効率的かつ効果的な運営につとめています。課税対象を的確にとらえ、適正な課税につとめるとともに、徴収体制を一層強化していく必要があります。また、国や東京都の新制度創設などの動向を注視し、新たな補助金の有効活用をはかるなど、財源の確保につとめる必要があります。

一方、質のよい公共サービスの安定供給と都市基盤整備など、町の目標達成のためには歳出抑制も必要です。行政評価システムの*PDCAサイクルを基本に、事業のスクラップ・アンド・ビルドに視点をあて、施策の新陳代謝をはかり、真に必要な施策を展開することが重要です。

業務の多様化に限られた職員数で対応するため、事務処理の効率化をはかるとともに、職員の資質の向上ももとめられます。そのためには、職員が自己啓発に積極的に取り組んでいくことが重要であり、能力を発揮しやすい職場環境の整備も必要です。また、横断的な組織体制を構築するとともに、より機能的な組織となるよう引き続き見直しが必要となります。

既存の公共施設等がこれから更新時期を迎えます。瑞穂町の財政状況は厳しい状況が続く中、町民ニーズや少子化などにより、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。今後、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化をはかる必要があります。

庁舎については、平成24年度に実施した耐震診断の結果、昭和35年建築部分の耐震性能が著しく低下していたことから、仮庁舎建設等により事務室を安全な建物にすべて移転しました。現在は、分散した庁舎で行政サービスを提供している状況であり、来庁者に不便をきたさぬよう配慮が必要です。また切迫性が高いとされている首都直下地震や東海地震に備え、防災拠点として安全性の高い庁舎を早期に建設することが必要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
町民の住みよさ指数（町民意識調査）	40.5%	50.0%
町政全体の満足度（町民意識調査）	31.2%	35.0%
町税収納率	95.5%	97.0%
経常収支比率	90.0%	80%台を確保

施策

(1) 行政管理機能の強化

①行政評価システムの効果的運用

行政評価システムのPDCAサイクルによる検証を徹底し、効果予測と成果確認により事業の適正化と見直しをすすめるとともに、長期総合計画との連動化をすすめ、施策評価へとつなげていくよう、効果的な運用をはかります。

②行政評価委員会の運営

行政評価の客観性を維持し、長期総合計画の実効性の確保および効率的な行政運営を担うため、町民の代表で構成される行政評価委員会を組織し、調査および審議を行います。また、下部組織として設置されている分科会により、行政改革の推進および補助金の適正化などについて審議を行います。

③事務・権限移譲への対応

地方分権に伴う事務や権限の移譲に的確に対応するとともに、事務処理特例制度を活用するなど、行政サービスの向上をはかります。

④施策連携による効果的な行政運営

総合計画における基本目標、まちづくりの方針、分野の枠にとらわれず、個々の施策がより効果的に機能するよう、連携につとめます。

(2) 継続的な行政改革の推進

①行政改革大綱の推進

第5次行政改革大綱とその具体的取組を位置づけた実施細目を推進し、行政サービスの向上と効率的な行財政運営につとめます。

②利用者本位の行政サービスの向上

だれもが利用しやすい行政サービスの提供をめざし、町民が身近にサービスを受けられるよう、必要な調査や研究をすすめます。

③民間活力の導入による効率的かつ効果的な運営

指定管理者制度の導入効果を検証しながら、今後の管理運営手法を検討します。また、行政サービスの向上と施設の効率的かつ効果的運営をふまえ、新たな施設への民間活力の導入を推進します。

(3) 行政サービスの情報化

①情報化の推進

行政サービスの向上および迅速化をはかるとともに、情報の電子化や各行政分野における情報技術の活用を推進し、行政事務の簡素化、効率化をはかります。

②電算システム共同運営の推進

*住民情報系システムの共同運営を推進するため、西多摩郡4町村で取り組み、運営コストの削減をはかります。

③情報セキュリティ対策の強化

「個人情報保護条例」にもとづき、個人情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティポリシーを指針として、電子情報を保護するための安全性を確保します。

④情報・文書の適切な管理

*ファイリングシステムの維持管理を徹底するとともに、歴史的公文書の保存環境を整備し、適切な情報と文書の管理につとめます。

⑤*社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応

マイナンバー制度の運用について、的確に対応するとともに、個人番号カードの多目的利用など必要な調査・研究をし、行政サービスの向上につとめます。

(4) 安定した財源の確保

①財源の確保

課税対象を的確にとらえ、適正な課税につとめるとともに、効率的で利便性の高い「*eLTAX」による電子申告を推進します。また、土地区画整理事業の進ちょくにあわせ「*みなす課税」をすすめ、安定的な固定資産税および都市計画税の確保につとめます。

さらに、印刷物などへの広告料や公有財産の処分など、新たな財源の確保につとめます。

住民情報系システム 介護保険、税務、福祉、住民記録、国民健康保険等の基幹業務のシステムのこと。

ファイリングシステム 文書等をキャビネットや書庫で管理するとともにファイル基準表を整備し、効率的に検索、保存、廃棄をするシステムのこと。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） 平成27年10月から、住民票を有する国民の一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税などの行政手続にマイナンバーが必要になる。

eLTAX 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告、申請、納税などの手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

みなす課税 固定資産税は、原則として、土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方に課税されるが、例外として、土地区画整理事業地区内で仮換地指定をされ使用収益を開始した土地や保留地について、使用者を所有者とみなして課税できること。

②町税収納率の向上

クレジットカードでの納付、*マルチペイメントネットワークシステムによる納付など、より納税しやすい環境整備の研究をすすめます。口座振替の推進や積極的な滞納整理により収納率の向上をはかります。

③国や東京都からの補助金などの確保

補助制度の改正や新規補助制度の創設など、国や東京都の動向を注視し、補助金などの確保につとめるとともに、関係機関を通じて地方財源の確保を要望していきます。

(5) 効果的な財政運営

①効果的な財源配分

長期総合計画および行政評価システムと予算編成を連動させ、効果予測と成果確認をふまえた適正な予算規模を算出するとともに、重点事業に優先配分するなど、限られた財源を効果的に配分します。

②コスト意識の徹底

行政改革大綱にもとづき、常に費用と効果を念頭におき、最小の経費で最大の効果が得られるよう、行政サービスの向上とコストの節減につとめます。

③長期財政計画の運用と見直し

効果的かつ弾力的な財政運営につとめるとともに、国の制度改正や社会経済情勢の動向に対応し、計画の見直しを行います。

④公共施設等の総合的な管理

今後の公共施設等のあり方について、長期的視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行います。瑞穂町に即した管理計画を策定し、財政負担の平準化、軽減をはかります。

(6) 機能的な組織・人事管理

①機能的な組織づくり

国の制度改正に加え、新たな行政課題や複雑化する事務事業などへの円滑な対応と、町民がわかりやすく利用しやすい組織の形成をめざし、柔軟で機能的な組織整備および対応につとめます。

②適正な人事管理

能率的かつ適正な行政運営を確保するため、人事考課制度のさらなる運用と、業績および能力評価にもとづく人事制度の確立をはかるとともに、職員の任用や勤務形態の多様化に取り組むなど、適正な人事管理につとめます。

③職員の能力開発

人材育成基本方針にもとづき、職員の個々の能力を最大限発揮できるよう、研修制度を充実し、政策形成能力や課題解決能力などの向上をはかります。また、職員自らが能力開発に取り組むことができるよう支援するとともに、自己啓発しやすい環境づくりにつとめます。

④職場環境の整備

職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備と心身の健康管理につとめるとともに、次世代育成支援特定事業主行動計画にもとづき、ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。

(7) 庁舎の管理

①新庁舎建設事業の推進

旧庁舎移転計画により、庁舎が分散した状況で行政サービスを提供していますが、案内表示の充実などにより来庁者に配慮します。

庁舎建設については、平成27年5月に策定した新庁舎建設基本計画にもとづき、利便性、快適性を備え、環境に配慮するとともに、防災機能、防災本部機能を充実させた機能的な庁舎を早期に建設します。



役場庁舎

2 広域行政

現況と課題

地方分権による自治体の自立化がもためられている中、事務の内容によっては複数の自治体で共同運営することにより、サービスの向上と経費の削減が可能となる場合があります。

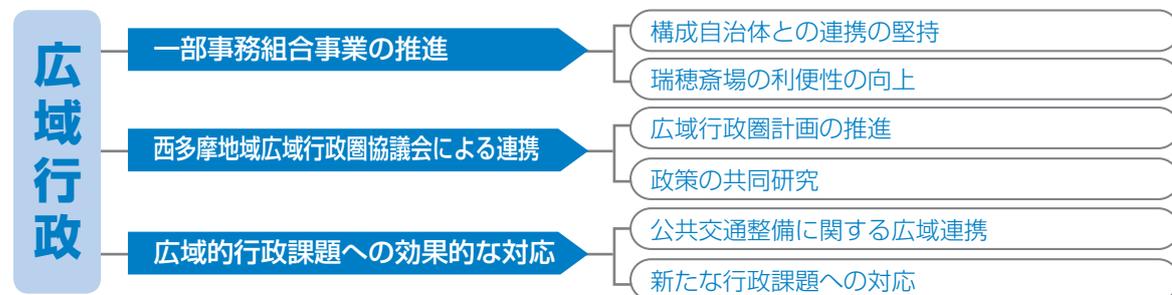
瑞穂町では、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、羽村・瑞穂地区学校給食組合、瑞穂斎場組合、福生病院組合といった一部事務組合を設立し、市町域や都県域を越えた複数の自治体による共同運営によって、町民のニーズや社会環境の変化に対応してきました。

また、西多摩地域の8市町村で構成する西多摩地域広域行政圏協議会では、西多摩の広域的な計画の調整を行うとともに、図書館や消費生活相談窓口の広域利用などを行ってきました。

一部事務組合や協議会などの組織された広域連携以外にも、青梅市、福生市、羽村市との戸籍の広域交付といった個別事務の共同処理も行っています。

今後も、事務の効率化をはかるために、瑞穂町の独自性を活かしつつ、広域連携による効果を検証しながら、共同処理を推進していく必要があります。また、公共交通や都市基盤整備といった広範囲にわたり、瑞穂町だけでは解決できない課題についても、近隣の関係自治体と連携して、要望活動を行っていくことも重要です。

施策体系



(1) 一部事務組合事業の推進

① 構成自治体との連携の堅持

一部事務組合構成自治体との連携を堅持し、共通の課題解決をはかりま
す。

② 瑞穂斎場の利便性の向上

瑞穂斎場について、周辺環境に配慮した利用しやすい施設となるように、
構成市と連携し組合に働きかけます。
なお、瑞穂町の単独事業として、霊柩の搬送に要する経費を助成します。

(2) 西多摩地域広域行政圏協議会による連携

① 広域行政圏計画の推進

西多摩地域広域行政圏計画に位置づけられている瑞穂町の施策を推進し、
西多摩地域における瑞穂町の役割を果たします。

② 政策の共同研究

構成自治体の共通課題を広域的にとらえ、課題解決に必要な広域的政策を
共同で研究するとともに、その実現をめざします。

(3) 広域的行政課題への効果的な対応

① 公共交通整備に関する広域連携

多摩都市モノレールやJR八高線、都営バスなどは、町内だけではなく広
域的な路線網を有しているため、近隣自治体や沿線自治体と連携し、要望活
動や実現に向けた活動を効果的に推進していきます。

② 新たな行政課題への対応

新たな行政課題への対応やさらなる事務の効率化に向けて、新たな広域連
携化をはかるとともに、社会情勢などの変化による多様な課題などについ
ては、国や東京都の動向を注視し、情報収集と研究につとめます。